

豊橋市河川愛護活動報奨金制度

対象となる活動

市が維持管理する河川又は水路において、一日当たり2時間以上の除草作業若しくは清掃作業を年2回以上行う活動。

対象団体

10人以上で組織する河川愛護活動を行う団体で、市長が認めるもの。

対象期間

当該年度の4月1日から翌年2月末日までの活動。

報償費

対象期間の活動に対して1人1日400円で、当該年度3月中に支払い。予算の範囲内につき1団体80,000円を限度。

手続き

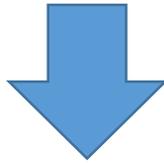
- ・活動前に河川愛護活動実施計画書を提出してください。活動予定日が変更になる場合は下記問合せ先にご連絡ください。
- ・裏面の「手続きの流れ」のとおり、市役所河川課に活動終了3週間後までに河川愛護活動実績報告書を提出してください。
- ・河川愛護活動実績報告書には、参加者名簿、活動箇所図及び写真を添付してください。
- ・申請書(様式第1)、実績報告書(様式第2)は市役所で配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

申込み・問合せ先

豊橋市役所 建設部河川課 TEL0532-51-2535

手続きの流れ

市役所に河川愛護活動団体登録申請書(様式第1)を提出



市役所が河川愛護活動団体として登録



河川愛護活動の実施



活動終了3週間後までに活動実績報告書等(様式第2)を提出



提出された活動実績報告書等の審査



報奨金の支払い